

**「南相馬市地域防災計画(津波災害対策含む)(素案)」
パブリックコメントの実施結果について**

資料 1-1

1 概要

市では、国の「災害対策基本法の改正」、「防災基本計画の修正」及び県の「地域防災計画の見直し」、さらには、市で実施した「市民アンケート調査」や「市職員調査」などによる意見等を踏まえ、震災当時の状況や災害対応の問題点等の検証を行い、その結果明らかとなった課題等を踏まえた対応策等に基づいて作成した「南相馬市地域防災計画(津波災害対策含む)(素案)」をとりまとめ、市民の皆様からの意見を募集しました。

その結果、4名(意見総数17件)のご意見をいただきましたので、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

□意見の募集期間 : 平成26年1月7日(火)から平成26年1月27日(月)

□意見の提出方法 : 持参、電子メール、郵送、ファクシミリ

□募集の周知方法 : 広報みなみそうま、市ホームページ、生涯学習センター・市民情報交流センター・区役所の窓口など主要公共施設、担当する所管課などでの縦覧

3 意見提出数・意見数

□意見提出者 : 4名(持参4名(うち、口頭確認3名))

□提出意見等 : 17件

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、素案の趣旨に沿った意見や、今後の施策推進の中で検討する意見のほか、意見内容を反映することで計画の内容をより充実させることのできる意見があったことから、一部の意見を反映し、計画素案を修正します。

□意見の分類と意見に対する市の考え方の区分 (意見数)

お寄せいただいたご意見は、4つ(I~IV)に分類し、下記のとおりとりまとめました。

意見の分類	市の考え方				
	A	B	C	D	計
I. 避難施設等のあり方について	1	4	3	0	8
II. 災害時要援護への配慮について	0	4	0	0	4
III. 災害時の避難と防災訓練のあり方について	1	3	0	0	4
IV. 津波対策について	0	1	0	0	1
計	2	12	3	0	17

【意見に対する市の考え方の区分】

A : ご意見の趣旨を踏まえ、新たに計画(案)に反映したもの

B : 素案の趣旨に沿ったご意見であり、
すでに素案等に反映されているもの

C : 今後の参考とさせていただくご意見

D : 素案や市の施策に対する質問・要望等であり、
素案や市の施策の説明・確認等を行うもの

5 主な意見と意見に対する考え方

別添「南相馬市地域防災計画(津波災害対策含む)(素案)」に係るパブリックコメント手続きにおいて提出された意見に対する市の考え方」のとおり。

6 問い合わせ先

南相馬市 復興企画部 危機管理課 電話 0244-24-5232 FAX 0244-23-2511 E-mail : kikikanri@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市地域防災計画(津波災害対策含む)(素案)に係るパブリックコメント手続きにおいて提出された意見に対する市の考え方

I. 避難施設等のあり方について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
01	P56 P106 P113～ P100～	[災害予防計画] 第2章 第5節 4 福祉避難施設の選定 [災害予防計画] 第3章 第4節 第4 1 避難所における 物理的障壁の除去 2 福祉避難所の指定 [一般災害対策] 第6章 第2節 第2 4 その他避難施設の管理 運営上の留意事項 [震災対策] 第6章 第2節 第2 4 その他避難施設の管理 運営上の留意事項	○ 第一次避難所が体育館等になるのは仕方がないが、視覚障がい者でも一人でトイレ等に行けるように、主要な場所には手摺等で導線を設けて欲しい。 また、段差でつまづくことに恐怖を感じるので、段差の部分にスロープを付けて欲しい。スロープが無理なら、手摺で導線を設けて欲しい。	・ 市では、現在、避難所の見直し作業を進めており、その中で、避難所の選定にあたっては、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障壁が除去（バリアフリー化）され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされた公共施設を選定するとともに、必要に応じて、障がい者や高齢者等に配慮した施設の整備を図ってまいります。 なお、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努めるとともに、一般の避難所に高齢者、乳幼児、障がい者等の災害時要援護者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を設けるなど、要援護者の尊厳を尊重できる環境の整備に努めます。	B
02	P80～ P113～ P99～	[災害予防計画] 第2章 第11節 第2 4 避難所における 連絡手段の確保 [一般災害対策] 第6章 第2節 第2 4 (6) 公衆電話の設置 [震災対策] 第6章 第2節 第2 4 (6) 公衆電話の設置	○ 東日本大震災の時、携帯電話はつながらなかったが、公衆電話はつながったので、避難所にピンク電話のような公衆電話を設置して欲しい。	・ 市では、災害時における避難施設の連絡手段を確保するため、通信事業者と協定等の締結を行い、災害時に電話を接続して無料の公衆電話として開設できるよう、避難施設に電話用モジュージャックを設置してまいります。	B

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
03	P80～ P113～ P99～	[災害予防計画] 第2章 第11節 第2 4 避難所における 連絡手段の確保 [一般災害対策] 第6章 第2節 第2 4 (6) 公衆電話の設置 [震災対策] 6章 第2節 第2 4 (6) 公衆電話の設置	○また、現在、仮設住宅に住んでいるが、仮設住宅にも公衆電話を1台くらい設置して欲しい。	・ 市では、災害時における避難施設の連絡手段を確保するため、通信事業者と協定等の締結を行い、災害時に電話を接続して無料の公衆電話として開設できるよう、避難施設に電話用モジュージャックを設置してまいります。 なお、応急仮設住宅における避難所の指定等については、現在進めている避難所の見直しの中で検討してまいります。	B
04	P113 P99	[一般災害対策] 第6章 第2節 第2 4 (7) 避難所における配慮等 [震災対策] 第6章 第2節 第2 4 (7) 避難所における配慮等	○ 避難所に、視覚障がい者に対する介護員の常駐をお願いしたい。	・ 市では、介護や救護を必要とされる方に対しては、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとしております。 なお、介護員の常駐については、今後、国・県等とも協議のうえ、検討してまいります。	C
05	P113 P100	[一般災害対策] 第6章 第2節 第2 4 その他避難施設の管理 運営上の留意事項 [震災対策] 第6章 第2節 第2 4 その他避難施設の管理 運営上の留意事項	○ 視覚障がい者は、その場所に何がどこにあるのか等慣れるまで日時がかかるので、避難所の早期移動さらに多数箇所の移動は避けて欲しい。	・ 市では、避難施設での生活が困難な方に対しては、必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう関係機関と協議するとともに、 <u>移動による身体への負担を軽減するため、一般の避難所間の移動はできる限り避けるよう配慮する旨を追記します(資料1-2 P11 No23)。</u>	A

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
06	P54～ P113～ P100～	[災害予防計画] 第2章 第5節 [一般災害対策] 第6章 第2節 第2 4 その他避難施設の管理 運営上の留意事項 [震災対策] 第6章 第2節 第2 4 その他避難施設の管理 運営上の留意事項	○ また、避難所から移動する場合は、視覚障がい者の生活に有利な障がい者に対応している避難所を指定して欲しい。	・ 避難所において、医療・救護が必要な方に対しては、医療・救護活動のできる避難所に移動いただくことになります。 また、介護や援護を必要とされる方に対しては、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとします。	B
07	P56	[災害予防計画] 第2章 第5節 第1 3 避難施設の整備	○ 現在、盲導犬を頼りに生活しているので、盲導犬と一緒に生活できる避難所に避難させて欲しい。	・ 避難所では、ペット等の保管施設を備えることとしています。 なお、盲導犬・介助犬・聴導犬については、身体障害者補助犬法に基づき、避難施設内への同伴を禁止するものではありませんが、避難所では様々な価値観を持つ方が共同生活を営むことを鑑み、今後、使用者と同一空間で受け入れできるよう検討してまいります。	C
08	P182～ P168～	[一般災害対策] 第13章 応急住宅対策 [震災対策] 第13章 応急住宅対策	○ 先の「南相馬市地域防災計画(原子力災害対策編)(素案)、南相馬市原子力災害避難計画(素案)」のパブリックコメントでは、仮設住宅に対して突飛な避難所施策を提言しました。 どうでしょう、このような不満の多い、うつや精神的苦痛の発生しやすい仮設住宅方式を変えた方策を、関係者を集めて長い目で南相馬市が作成して世界に発信したいものです。	・ 市では、応急仮設住宅の建設時には、地域コミュニティと住民自治機能の維持のために集会所や談話室といった施設を設置してまいります。また、高齢者や障がい者等の利用に配慮した福祉仮設住宅の建設などにより、環境改善に配慮してまいります。 以前、ご提言いただいた隠居部屋・離れ住宅構想(敷地に余裕のある方に住宅を建設していただき、いざという時に明け渡してもらう)については、仮設住宅に替わる方策があるかどうかも含め、今後の参考意見として受け賜ります。	C

II. 災害時要援護者への配慮について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
09	P101～	[災害予防計画] 第3章 第4節 第2 在宅の災害時要援護者への対策	○ 早期に障がい者に連絡ができるネットワークを立ち上げて欲しい。 視覚障がい者は、災害が発生するとすぐにいろいろなことをシュミレーションするが、災害に関する情報が入らないと、どこに避難して良いのかも、どこに行けば良いのか分からず行動出来ない。	・ 市では、災害時要援護者の避難については、避難行動要支援者名簿をあらかじめ作成し、援護者となる行政区や自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者支援計画を策定してまいります。 また、計画策定にあたっては、災害時における連絡体制や避難先も含め具体的にネットワーク化についても検討し、計画に反映してまいります。	B
10	P101～ P231～ P216～	[災害予防計画] 第3章 第4節 第2 在宅の災害時要援護者への対策 [一般災害対策] 第18章 第1節 第2 1 災害時要援護者の安否確認及び避難誘導 [震災対策] 第18章 第1節 第2 1 災害時要援護者の安否確認及び避難誘導	○ 障がい者の組織として市内には各種協会があるほか公的・私的の障がい者のための関係団体や事業所、事務所もあるので、それらすべての組織に連絡が取れる通信ネットワークが必要である。 災害が発生し、市民が避難しなければならない時を含め、障がい者が必要とする情報について、市から各団体や事業所の責任者・担当者に電話等で連絡し、その連絡先から、障がい者各人に早急に連絡が届くような情報の通信ネットワークを構築することを強く要望します。	・ 市では、災害時要援護者の避難については、避難行動要支援者名簿をあらかじめ作成し、援護者となる行政区や自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者支援計画を策定してまいります。 また、計画策定にあたっては、災害時における連絡体制や避難先も含め具体的にネットワーク化についても検討し、計画に反映してまいります。	B

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
11	P101～ P231～ P216～	[災害予防計画] 第3章 第4節 第2 在宅の災害時要援護者への対策 [一般災害対策] 第18章 第1節 第2 1 災害時要援護者の安否確認及び避難誘導 [震災対策] 第18章 第1節 第2 1 災害時要援護者の安否確認及び避難誘導	○ 南相馬市の社会福祉課に災害時要援護者の名簿があり、当協会ではおおむね全員登録しているが、災害発生時には、市職員もその他の急務の対応等で追われてしまい、現実的に、災害時要援護者一人ずつに電話等で連絡することは難しいと思われる。 私どもの協会では、協会に加入している各個人に電話もできるしメールを送ることもできる。 そこで、私どもの協会も含めすべての障がい者関係の団体等がお互い連絡することができる通信ネットワークを立ち上げて、この通信ネットワークを利用して、各団体等の代表者や担当者に連絡すれば、全員に速やかに同じ情報が伝わる事が出来れば、障がい者各個人の対応も早くできる。	・ 市では、災害時要援護者の避難については、避難行動要支援者名簿をあらかじめ作成し、援護者となる行政区や自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者支援計画を策定してまいります。 また、計画策定にあたっては、災害時における連絡体制や避難先も含め具体的にネットワーク化についても検討し、計画に反映してまいります。	B
12	P101～	[災害予防計画] 第3章 第4節 第2 在宅の災害時要援護者への対策	○ 南相馬市内には、現在避難しているかどうかまで分からないものの1級と2級の身障者手帳交付者が153名いるが、災害時要援護者の登録が無い者でも、市や住民が把握している障がい者が居れば、見捨てないで災害時に救出対応して欲しい。	・ 避難行動要支援者の範囲については、要件を満たさない場合でも市長が必要と認めた場合には要支援者として避難行動要支援者名簿に掲載することができます。 また、支援に際しては、地域の皆様との連携を図り、行政区、自主防災組織等において、災害時要援護者の所在を把握し、避難誘導活動が行えるよう、平常時から支援体制を整備してまいります。	B

Ⅲ. 災害時の避難と防災訓練のあり方について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
13	P89 P99	[災害予防計画] 第3章 第2節 防災訓練の充実 [災害予防計画] 第3章 第4節 災害時要援護者の 安全確保	<p>○ 障がい者にとって災害時が発生した時に一番重要なのは、第一時的な対応の早さであり、もし大切な情報や連絡等が遅れてしまえば、集団行動等に間に合わず取り残されてしまう。</p> <p>障がい者専用の通信ネットワークを利用すれば、速やかに各障がい者に連絡ができることから、個人の対応も早くできるので、市役所を中心とした各種障がい者の通信ネットワークを立ち上げて、訓練として実際に運用して、不都合があれば是正する等して、スムーズな運用ができるように構築して欲しい。</p>	<p>・ 市では、災害時要援護者支援計画の策定にあたって、災害時における連絡体制や避難先も含めた具体的なネットワーク化についても検討し、計画に反映してまいります。</p> <p>また、市総合防災訓練の実施にあたっては、災害時要援護者の方々も含め、多くの市民の皆様にご参加いただけるよう配慮しながら実施してまいります。</p> <p><u>なお、訓練終了後には、訓練結果の検証を行うことにより、改善点を明らかにし、総合防災訓練実施要領に反映していくことが重要であると考えますので、その旨を計画に追記します(資料1-2 P8 No17)。</u></p>	A
14	P57～	[災害予防計画] 第2章 第5節 第2 避難誘導體制の整備	<p>○ 市民の一人一人に、徹底を図るためにパンフレットなどを作成して配布とお聞きしました。確かに大切なことです。しかしながら、これだけ立派な計画書を、実際の発生時に活かせるかではないでしょうか。</p> <p>行政や学校なども含めた関係機関、事業者、団体には徹底しやすいと思いますが、市民漏れなく一人残らず徹底するのは、かなり難しいと今から老婆心ながら心配致します。では如何にすべきかです。区長会や町づくり委員会などで大いに活動できる、できないところは駄目とするのではなく、集会を必ず開催して他人事とさせない諸策を行ないましょう。</p> <p>提案ですが、徹底する諸策ごとにスケジュールや、それを遂行していく手段を掲げ、それをやれない行政区(何故やれないか、やれない理由を洗い出して、少しでもやれるように)に対して、フォローするなどしていかなければ、計画書が絵に描いた餅となりかねません。必ずや計画書を徹底できる対策(この対策作りのためには、徹底した有意義な実行委員会も必要です)をお願いいたします。</p>	<p>・ 自助、共助の視点から、地域全体の防災力の向上を図ることが重要であり、津波避難計画の策定にあたっては、地域ごとに予め話し合っ取り決めを行うなど、地域が主体的に関わりながら計画づくりを進めてまいります。</p> <p>また、市総合防災訓練の実施にあたっては、事前に各区行政区長への説明会を行い、ご意見を伺いながら、防災訓練実施要領を作成するとともに、訓練終了後もアンケート調査等を実施し、訓練結果の検証を踏まえ、次年度計画に反映していきます。</p> <p>さらには、計画を作成するだけでなく、ハザードマップや市民防災マニュアル等を活用し、出前講座を行うなど、きめ細やかな周知徹底を図っていきます。</p>	B

IV. 津波対策について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
17	P2 P22～ P21～ P66～	<p>[総則] 第1章 第2節 計画の方針 [災害予防計画] 第1章 第5節 第4 津波避難計画の策定等 [災害予防計画] 第1章 第5節 第2 避難施設の整備 [津波災害計画] 第4章 第2節 津波からの防護及び円滑な 避難の確保に関する事項</p>	<p>○ あまりにも計画書の枚数が多く、津波災害対策にどのように計画されているか分かりませんが、千年に1度と百年に1度に考えての諸策が考えられたとお聞きしました。</p> <p>でも今、また千年に一度が来ないとは誰も断言できないし責任も取れません。現在の決定で、既存のコンクリート堤防に1mの嵩上げと、幅200mの防災林と聞いております。本当にあの高さの牙を向いて襲い掛かった今回の大津波に対応できるとは思えません。</p> <p>避難呼びかけの消防団員や警察署員、水門を閉めに行かれた関係者、家族の安否を心配して迎えに行った人、アグリパークのように職場が海に近い方や、逃げ遅れた方のためにまた、今回必死に逃げられた方々の話に、「一般道でなく、田畑の間の軽トラックがかるうじて走れる道路を、100km以上の速度で走った」と多くの方々に聞きました。高さがある構造的強度の高い避難施設は当然設置されることでしょう。</p> <p>やはり海浜地区には津波速度から想定して避難できる距離に必要と思われそうですがいかがでしょうか。</p> <p>田畑の間の道路を走ったなど、このような聞き取りをしっかりとやって今一度、いざというときのための道路幅や整備対策を組み込まれているかどうかご検討ください。</p> <p>今一度、3.11を経験した南相馬市として原点に戻り、災害別に発生すると、いかなることをやれば命を落とさないですむか、初動として大切かを思い出しましょう。</p>	<p>・ 本計画の方針に示したとおり、人命が失われないことを最重視し、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策を進めていくことが重要です。</p> <p>そのため、市民、自主防災組織及び関係機関等の様々な主体の参画を得ながら、避難の方法等を定めた津波避難計画を作成し、住民に周知徹底を図ってまいります。</p> <p>また、津波から自らの身を守るためには、できるだけ早く、少しでも高い場所に避難することが大前提となりますが、一方で、津波からの防護及び円滑な避難の確保のため、水門等の遠隔操作化、避難場所や避難路の誘導標識の整備、避難路の周知措置等を行ってまいります。</p> <p>さらには、集落から十分に避難可能な位置に安全な公共の避難施設を確保するとともに、高所に避難施設を確保できない場合には、鉄筋コンクリート造の中高層建物を避難ビルとして使用するなど、安全を確保してまいります。</p>	B